

# 熊本県食品検査実施要領

## 第1 総 則

### 1 目 的

この要領は、食品の生産から流通に至る一連の供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、関係法令に基づき熊本県保健環境科学研究所で実施する食品等に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）並びに食品中の食品添加物等の検査並びに保健所（試験検査課を有する保健所に限る。以下同じ）で実施する食品中の食品添加物等の検査の手続き、方法及び検査結果の取り扱い等を定める。

### 2 検査対象及び検査主管課

食品供給行程の各段階における検査対象及び検査主管課（以下「主管課」という。）は、次表のとおりとする。

食品供給行程	検査対象	主管課
①生産段階	県産農産物	農業技術課
	県産畜産物	畜産課
	県産林産物	林業振興課
	県産水産物	水産振興課
②製造・加工段階	県内で製造・加工される食品	健康危機管理課
③流通段階	県内で流通する食品	健康危機管理課
	上記のうち、医薬品成分を含有する恐れがある健康食品	薬務衛生課

## 第2 検査計画の策定及び検査の実施

### 1 検査計画の策定

(1) 各主管課長は、毎年1月末までに翌年度の食品検査計画（別記第1号様式）を策定

し、くらしの安全推進課長に報告するものとする。

(2) くらしの安全推進課長は、食の安全対策会議幹事会食品検査部会（以下「検査部会」という。）で検討のうえ、毎年3月末までに翌年度の食品検査計画（別記第2号様式。（以下「検査計画」という。））を策定するものとする。

ただし、医薬品成分を含有する恐れがある健康食品の検査及び検査計画に基づく検査以外の随時検査については、必要に応じて別に実施するものとする。

## 2 検査の実施

検査計画に基づく検査の実施については、各主管課長が、保健環境科学研究所長又は保健所の長へ検査を依頼して行うものとする。

## 第3 検査の実施方法

### 1 生産段階における検査

#### (1) 検査項目

検査項目は、県産農林水産物に残留する農薬等とする。

#### (2) 検体の採取方法

- ① 検体の採取は、原則として主管課又は各地域振興局等の職員（以下「採取者」という。）が行うものとする。
- ② 検体の採取場所は、生産者が特定できるよう、原則として生産者のほ場又は集出荷場等とする。
- ③ 検体の採取にあたっては、ほ場又は集出荷場等の複数の箇所から偏りがないように採取するものとする。
- ④ 検体の採取量は、原則として総重量が1kg以上とする。ただし、畜産物のうち鶏卵については10個以上、水産物のうちクルマエビ等の1尾100g以下の魚介類については10尾（可食部で300g）以上とする。

なお、上記以外については、必要に応じて主管課で別に定める。

- ⑤ 採取者は、採取時に農林水産物受領証（別記第3号様式（正、副2部））を作成し、一部（副）を採取した生産者等に交付する。

#### (3) 検体の搬入方法

- ① 検体は、原則として採取者が保健環境科学研究所に直接搬送するものとする。
- ② 採取者は、検体を採取した後、速やかに搬送し、原則として採取した日の夕方までに保健環境科学研究所に搬入するものとする。
- ③ 採取者は、検体を保健環境科学研究所に搬入する際、食品検査依頼書（別記第

4号様式)を作成し、添付するものとする。

④ 検体を搬送する際、ダンボール、ビニール袋等を使用し、他物の混入又は汚染がないようにするものとする。

⑤ 腐敗又は変敗しやすい検体は、冷蔵(通常5℃以下)で搬送するものとする。

#### (4) 試験方法

試験方法は、溶媒抽出装置－高速液体クロマトグラフ質量分析装置(LC/MS/MS)、超臨界流体抽出装置(SFE)－ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)等を用いた一斉分析法とする。

なお、食品等に残留する農薬等の検出値が食品衛生法第11条に基づく基準又は規格等(以下「残留基準」という。)を超えた場合は、必要に応じて、個別分析法(公定法)又はその他の方法による再検査を実施する。

## 2 製造・加工段階における検査

### (1) 検査項目

検査項目は、食品衛生法に定める規格基準(成分規格、使用基準)の項目及び食品表示に係るアレルギー物質とする。

### (2) 検体の採取方法、検体の搬入方法及び試験方法

製造・加工段階における検査は、試験品取扱標準作業書及び食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領で定める方法により実施する。

## 3 流通段階における検査

### (1) 検査項目

検査項目は、食品衛生法に定める規格基準(成分規格、使用基準)の項目及び食品表示に係るアレルギー物質並びに医薬品成分とする。

### (2) 検体の採取方法、検体の搬入方法及び試験方法

流通段階における検査は、試験品取扱標準作業書及び食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領で定める方法により実施する。

ただし、医薬品成分を含有する恐れがある健康食品の検査については、対象となる医薬品成分に応じて、その都度定める方法により実施するものとする。

## 第4 検査結果の取り扱い

### 1 検査結果に基づく措置対応

(1) 保健環境科学研究所長又は保健所の長は、検査終了後、検査成績書(別記第5号様

- 式)により速やかに主管課長に検査結果を通知するものとする。
- (2) 主管課長は、検査結果の通知を受領した時は、速やかに採取した検体の生産者又は収去した検体の販売店等に検査結果を通知するものとする。
- (3) 主管課長は、検査結果について、毎月の実施分をとりまとめ、別記第6号様式により、翌月7日までにくらしの安全推進課長に報告するものとする。
- (4) 主管課長は、第3の1の検査の結果、農薬等が食品衛生法第11条に規定する基準を超過して検出された場合、無登録農薬（農薬取締法第24条の規定により使用を禁止された農薬をいう。）若しくは未承認動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の3の規定により使用を禁止された動物用医薬品をいう。）が検出された場合又は第3の2若しくは3の検査の結果、食品衛生法第11条若しくは第19条に規定する基準に違反していることが判明した場合は、速やかに関係法令等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 2 検査結果の公表

### (1) 方針

くらしの安全推進課長は、主管課の検査結果をとりまとめ、定期的（月1回）に公表するものとする。

ただし、第4の1の（4）において、関係法令等に違反する場合については、主管課が、随時公表するものとする。

### (2) 方法

検査結果の公表は、県ホームページへの掲載等によって行うものとする。

### (3) 内容

公表する内容は、原則として、検査した食品等の種類、検体数、検査項目、検査結果等とする。

ただし、第4の1の（4）については、事案の内容及び措置状況を加えるものとする。

## 第5 その他

この要領及び関係法令に定めのない事項については、必要に応じて食の安全対策会議食品検査部会で検討し、決定するものとする。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年1月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年（2019年）12月4日から施行する。

(別記第1号様式)

年度 食品検査計画

( ) 課

月 予定地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	検査する農林水産物名(検体数)を記載											
検査する農薬等の種類												

※ 食品衛生法に基づく検査は、次年度の熊本県食品衛生検査監視指導計画の策定をもって、これに代えることができる。



## 農林水産物受領証 (正)

様

- 生産者氏名
- 生産者住所
- 採取品目 数量 (単位: )
- 検査項目 農薬、動物用医薬品、飼料添加物
- 採取日時 年 月 日 午前・午後 時  
(収穫・出荷予定: 年 月 日 )
- 採取場所  
(ほ場、畜舎、生簀等住所)
- 農薬等使用履歴  
別紙のとおり※ ・ 不明

熊本県食の安全安心推進条例第11条の規定に基づく検査のために、  
上記のとおり農林水産物を受領しました。

年 月 日

受領者 所属  
職・氏名  
立会者 所属  
職・氏名

※ 生産者が農薬等の使用記録簿を別途作成している場合は、その写しをもって、これに代えることができる。

## 農林水産物受領証 (副)

様

- 生産者氏名
- 生産者住所
- 採取品目 数量 (単位: )
- 検査項目 農薬、動物用医薬品、飼料添加物
- 採取日時 年 月 日 午前・午後 時  
(収穫・出荷予定: 年 月 日 )
- 採取場所  
(ほ場、畜舎、生簀等住所)
- 農薬等使用履歴  
別紙のとおり※ ・ 不明

熊本県食の安全安心推進条例第11条の規定に基づく検査のために、  
上記のとおり農林水産物を受領しました。

年 月 日

受領者 所属  
職・氏名  
立会者 所属  
職・氏名

※ 生産者が農薬等の使用記録簿を別途作成している場合は、その写しをもって、これに代えることができる。



(別記第4号様式)

検体番号

## 食品検査依頼書 (案)

番 号  
年 月 日

保健環境科学研究所長 様

主管課長

熊本県食の安全安心推進条例第11条の規定に基づく検査について、下記のとおり依頼します。  
記

1 生産者氏名

2 生産者住所

3 採取品目 数量 (単位: )

4 検査項目 農薬、動物用医薬品、飼料添加物

5 採取日時 年 月 日 午前・午後 時  
(出荷予定) ( 年 月 日)

6 採取場所  
(ほ場住所)

7 農薬等使用履歴  
別紙のとおり※ ・ 不明

※ 生産者が農薬等の使用記録簿を別途作成している場合は、その写しをもって、これに代えることができる。







( ) は生産段階の検査の場合  
(別記第6号様式)

番 号  
年 月 日

くらしの安全推進課長 様

主管課長

食品検査結果について (報告)

このことについて、 年 月に実施した食品検査結果について、下記のとおり報告します。  
記

- 1 検査した農林水産物の種類、検体数及び生産地
- 2 検査項目
- 3 検査結果
- 4 その他  
(残留基準を超過して検出された場合、参考となる事項を記載)